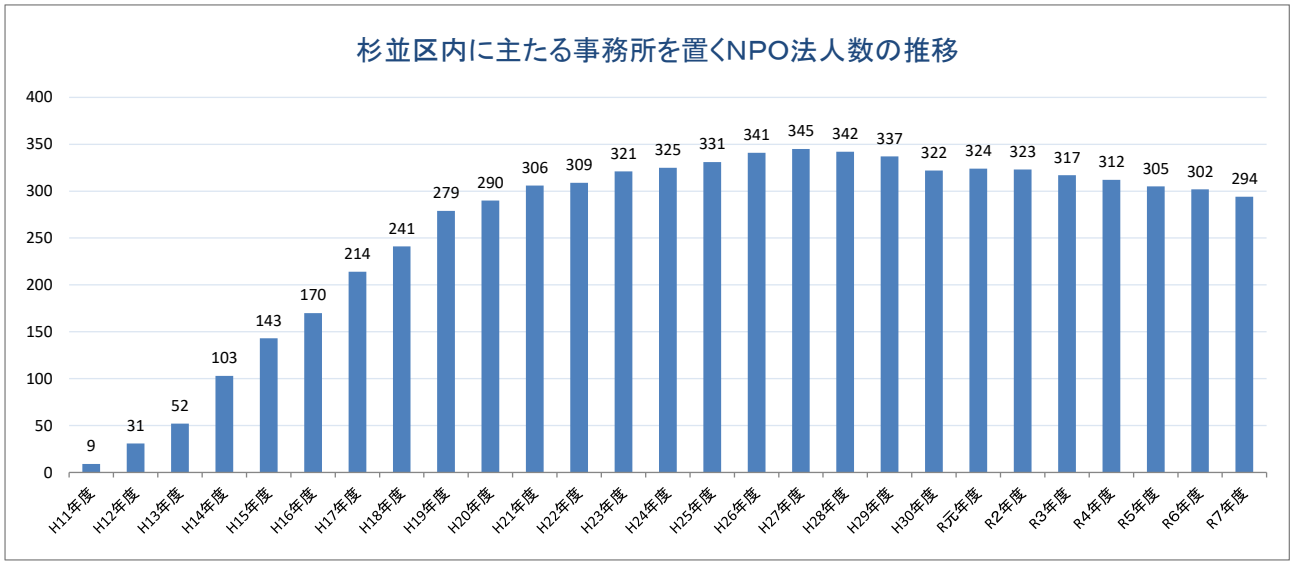
杉並区内に主たる事務所を置くNPO法人数の推移と活動分野

各年度3月31日現在

杉並区内に主たる事務所を置くNPO法人数の推移

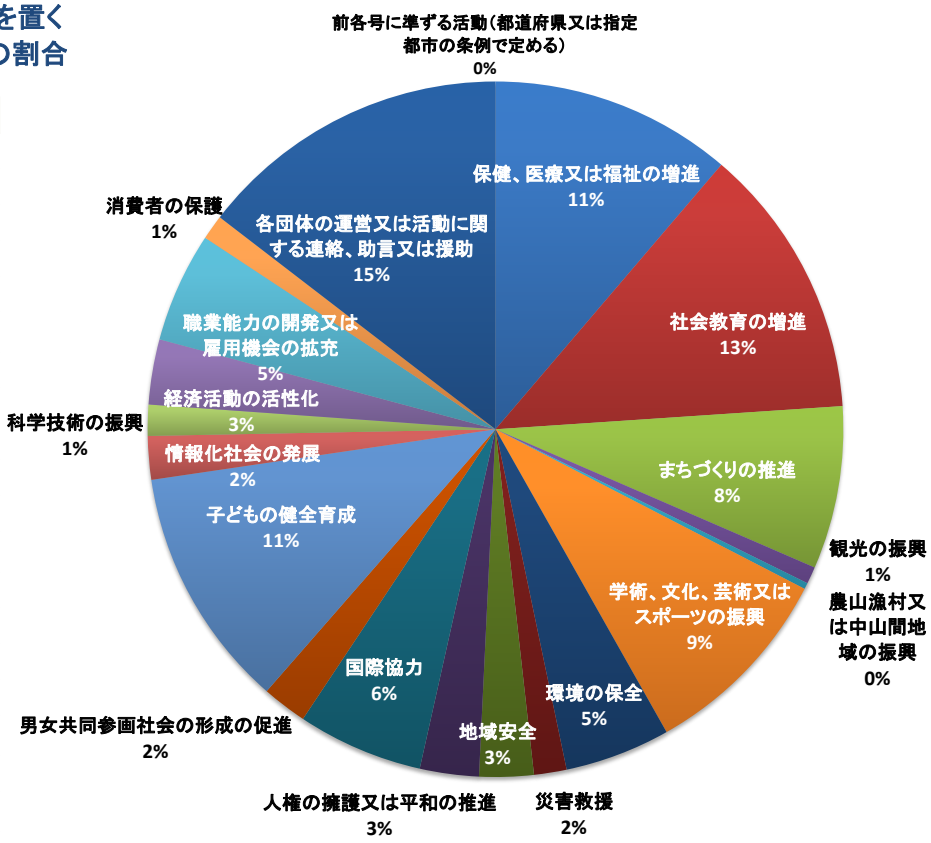


杉並区内に主たる事務所を置くNPO法人の活動分野とその割合

令和8年3月31日現在

杉並区内に主たる事務所を置くNPO法人の活動分野とその割合

活動分野	法人数
保健、医療又は福祉の増進	156
社会教育の増進	176
まちづくりの推進	105
観光の振興	11
農山漁村又は中山間地域の振興	4
学術、文化、芸術又はスポーツの振興	128
環境の保全	68
災害救援	21
地域安全	35
人権の擁護又は平和の推進	38
国際協力	81
男女共同参画社会の形成の促進	29
子どもの健全育成	156
情報化社会の発展	28
科学技術の振興	20
経済活動の活性化	42
職業能力の開発又は雇用機会の拡充	71
消費者の保護	16
各団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	202
前各号に準ずる活動（都道府県又は指定都市の条例で定める）	0



(注1)上記表は、NPO法人の定款に記載された活動分野を集計したものです。
(注2)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、上記表の法人数の合計は区内に主たる事務所を置くNPO法人数とは一致しません。